

## 憲法改悪を急ぐ安倍政権

安倍内閣は2013年3月12日、サンフランシスコ平和条約が発効した4月28日を「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を開催することを閣議で決定した。その式典が憲政記念会館で行われたが、天皇が退席する際、一部の出席者が「天皇陛下、万歳」と叫ぶと、安倍首相も呼応し、叫んだと報道された。1952年の4月28日のサンフランシスコ平和条約の発効では、沖縄が日本から切り離されて、米国の占領下になったものであり、それが、日本の主権回復にはならないことは明確であるにもかかわらず、式典を行い、「天皇陛下、万歳」などと戦前の軍国主義に回帰させることは、明らかに日本を戦争できる国に変えようとするものである。

### サンフランシスコ平和条約と日米安保はセット

① サンフランシスコ平和条約によって、連合国は日本の主権を承認し、国際法上はこの条約の発効によって、正式に日本と連合国との「戦争状態」が終結した。しかし、この条約の発効は、主権を回復したというものの、同条約の第3条に北緯29度以南の奄美・沖縄・小笠原は日本から切り離され、米国の施政下に置かれたものだった。したがって、4月28日は本当に主権が回復された日ではなかった。だから、沖縄の人々にとっては、「屈辱の日」以外何物でもないのである。沖縄戦では、本土防衛の捨て石とされ、20数万の尊い命が奪われた。1972年によく沖縄の本土復帰が実現したが、その間、米軍は、銃剣とブルドーザーで、強制的に土地を接収し、米軍基地を拡大した。沖縄は米軍の基地の島にされた。米軍機の墜落、米軍の暴行、強姦は後を絶たず、沖縄ではゴザ騒動など沖縄の人々の怒りが頂点に達し、爆発した。米軍は米軍基地を維持するために、その管轄を日本政府に移すために、本土復帰させたが、復帰後も米軍基地の基地強化は行われて続けている。沖縄には34の米軍施設があり、日本にある米軍施設の約75%が沖縄に集中している。米軍は普天間基地について「これほど住宅街の中にある危険な基地はない」と言いながら、撤収はしない。それどころか、新たな辺野古基地を建設することを要求している。事故機で問題なオスプレイ配備も強行し、この夏は更に12機のオスプレイも増強することを表明している。米国のこの不当な要求に何一つ文句が言えず、屈服しているのが歴代の政権であり、安倍政権は一層その追随を強めている。しかし、沖縄では辺野古基地を絶対認めない闘い、そして米軍基地の縮小、撤廃に向けて沖縄県民の総意としての闘いを粘り強く展開している。安倍政権のこの「主権回復の式典」は沖縄の闘いに敵対するものである。

② サンフランシスコ平和条約の問題は、日本の戦争責任、戦後責任問題をはっきりさせていないことにある。まず、調印形式や、構成国であるが、最も日本の植民地支配や侵略戦争によって被害を被った中国（中華人民共和国と台湾）や朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国）は会議に招かれなかった。また、社会主義国であったソ連はこの条約の調印を拒否している。つまり、この条約は、米国中心の西側諸国に偏った枠内で行われ、こうして作られた国際秩序が、東西冷戦となり、またアジアにおける戦争や対立を深めることになっ

た。国内でも、国民の全面講和を要求する闘いは無視され、この条約は米国主導の下で行われたものである。

そして、この条約は、日本の侵略戦争の責任を曖昧にしたために、アジア諸国との関係において、禍根を残すものとなった。米国が、日本の経済復興と、アジアにおける米国の安全保障を優先したため、日本によるアジア諸国への賠償がきわめて軽く、東南アジア諸国は大変強い不満を持つことになった。この条約では、アジアの人々に対する金銭的補償が認められていない。また日本が後に行ったアジア諸国への賠償は、経済協力などを主としたもので、日本がまた経済従属をさせるような「貿易」であった。

③ また、この条約と同時に日本は日米安全保障条約（日米安保）を締結した。このサンフランシスコ条約は、すべての連合国の軍隊が退去しなければならないと謳っていたので、米軍が日本に居座るために日米安保を締結させたのである。サンフランシスコ平和条約では、新たな条約による「外国軍隊の日本領域における駐屯または駐留を妨げるものではない」としていたため、この条約は主権が回復した日としながら、日米安保によって新たな米国への従属の始まりの日になったのである。

中国が 1949 年中華人民共和国を建国し、朝鮮半島では、1948 年朝鮮民主主義人民共和国が建国した。そして 1950 年朝鮮戦争が起こるや、米軍は、日本を社会主義国に対するアジアへの出撃前線基地とするために、再武装化を行わせた。1950 年約 7 万 5000 人の警察予備隊を発足させ、52 年には保安隊、54 年には、約 18 万人の自衛隊が発足したのである。

1952 年は、日本が国際社会に復帰した年とはいえ、米国の戦争政治に追随した始まりであり、日本の屈辱の年でもある。それが今日に至っているのである。

## 安倍政権が狙う 96 条の改悪

安倍政権は衆院選の公約で、国防軍を作るとし、戦争をできる国にするために憲法改悪を急いでいる。先に衆院選では多数の政党が乱立したために票が分散し、自民党は 6 割の 294 議席を確保した。有権者全体から見れば、得票率は 3 割にも満たなかったが、自民党の圧勝を許してしまった。自民党と日本維新の会、みんなの党で衆院 400 議席のうち合計 366 議席となり、その数は過半数を優に超え、絶対多数となっている。それが憲法「改正」を声高に叫ばせている。

安倍首相は、2 月末の施政方針で「憲法審査会の議論を促進し、憲法改正に向けた国民的な議論を深めよう」と言い、衆院の代表質問で、「まずは多くの党派が主張している 96 条改正に取り組む」とし、第 96 条を突破口とした憲法「改正」を表明した。つまり外堀を埋めて、憲法の基本である、基本的人権の保障、国民主権、平和主義の憲法を変えようとしている。そして憲法が国家を縛るものだという大原則を変え、国民を縛る憲法に変えようとしているのである。それを前面に出すと反撃が大きいので、まず、96 条を変えることによって、憲法を変えやすくし、一挙に憲法を変えるという手法に出ている。

日本国憲法第 96 条では、「この憲法の改正は、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、

国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票または国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と定めてある。

ところが、自民党は、2012年4月27日、日本国憲法改正草案を発表し、第96条の改正規定を、衆参各院の総議員の過半数で発議するよう変更しようとしている。それに同調しているのが、日本維新の会、みんなの党である。

憲法96条で、国会の発議要件が、総議員の3分の2以上とされた理由は、例え、民主的に選ばれた国家権力であっても、権力が乱用される恐れがあるので、その乱用を防止し、国民の基本的な人権を守るために、憲法は国家権力に縛りをかける国の最高法規である。これが立憲主義である。

憲法第11条では、「この憲法が国民に保障する基本的な人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる」としている。また、憲法97条では、「この憲法が日本国民に保障する基本的な人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」としている。この基本的な人権の尊重が守られるようにするのが、憲法であり、国にその義務を課している。憲法81条では、裁判所に違憲立法審査権を与えている。

つまり、日本国憲法は、国の基本的な在り方を定める最高法規であるから、憲法改正の場合、国会での審議も充分されずに、数で押し切ったり、国民投票でも、国民の議論が充分なされないようなことがあってはいけませんので、法律制定より厳しい改正要件が定められている。国の基本法である憲法がその時々々の支配層の便宜などのために簡単に換えられては、国民の基本的な人権の保障や平和主義や主権在民は守られない。現に、先の衆院選では、自民党は6割の294議席を得たが、これは有権者全体の3割にも満たない投票率であった。しかし、今回、自民党が狙っているような、議員の過半数の賛成で憲法改正が発議できるとすれば、国民の大多数の支持を得ていない憲法改正案が発議されることになり、それが、国民投票にかけられることになると国民多数の支持を得ていない憲法改正案の発議を容認することになってしまう。つまり、本来ならば、憲法が国に、基本的な人権の尊重をせよと縛りをかけていたものが、憲法改正発議要件を3分の2から過半数にすると、政権与党は自分たちの都合のいいことを決め、国の縛りを解き、国民に縛りをかけることとなる。立憲主義が大きく後退していく事になる。その時々々の政権党によって変わる憲法となれば、憲法が最高法規というものではなくなるのである。

#### 自民党の憲法「改正」草案とは

自民党が打ち出した憲法「改正」草案は、基本的な人権の尊重、主権在民、平和主義が大きく後退するものであり、戦前の帝国憲法を彷彿とさせるものである。

- ① 前文は憲法の顔であるが、現行憲法では「日本国民は」で始まって、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との

共和による成果とわが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって戦争惨禍が起こることがないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言する」と謳っているが、草案では、「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く（いただ）く国家であり、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される」とある。日本国憲法が、再びあの悲惨な侵略戦争を起こさない、そして軍部の独走を許さず、国民が主権となる政治実現を目指し、個人の基本的人権を尊重することを謳ったものが、草案ではまず「天皇を戴く」となっている。これは国民の上に天皇が君臨し、日本は天皇中心の国であり、象徴にとどまらず、崇敬の対象としていることである。おそらく時代が逆行している。天皇の機能強化を図り、戦前の天皇制、家父長制、国家神道、軍隊の復活を狙っていることに大変恐怖を覚える。これは国民主権の後退を意味し、基本的人権も形骸化し、非暴力平和主義も吹っ飛んでしまう憲法改悪である。人権より国家を尊重し、国家を縛る憲法から、国民の義務・責務を課す憲法になっている。この憲法草案ではファシズム、戦争へ直結していく。

- ② 第1章の天皇について、草案は「天皇は、日本国の元首であり」とし、「国旗は日章旗、国歌は君が代とする」「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない」と露骨に打ち出してきたことである。現憲法の天皇を「象徴」としていることにも違和感があるが、あえて、この時代に「元首」とした目的は何か。元首は、外部に向かって、国家を代表する資格を持つ国家機関であると言われる。君主国だと「君主」、共和国だと「大統領」である。日本の天皇はそのような国家を代表する国家機関ではないが、あえてこれを持ち出してきたのは、再び、天皇のために戦争に向かわせようとしているのである。大日本帝国憲法の第4条では、天皇を「元首」と規定していた。そして国旗国歌を憲法に載せ、それに反すると憲法違反ですと恫喝するのは、戦前に回帰するものである。また、現憲法では、「天皇又は摂政及び国務大臣国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とあるのに、草案では「国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う」として「天皇又は摂政」はここから消え、「憲法尊重擁護義務」を負わない、超然たる存在にしている。前文で掲げる「日本は長い歴史と固有の文化」とは、「万世一系の皇統」こそ国家の権威とする価値観をまた植え付けようとしているのである。日の丸・君が代もその例である。
- ③ 第2章の安全保障では、「戦争を放棄する」と言いながら、現憲法の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」を削除し、「自衛権の発動を妨げるものではない」として、国防軍を設置することとした。また、領土保全の規定も設置している。更に、軍法会議を設置すること、そして18条には、「奴隷的拘束の禁止」を削除して、徴兵制を可能にすることや、98条では内閣総理大臣に非常大権を与える緊急事態条項を加え、軍事国家体制を作るものである。そして緊急事態には選挙も行われず、軍事政権が続くという恐ろしい事態が到来することになる。
- ④ 第3章の国民の権利及び義務では、「憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことの

できない永久の権利である」としているが、現憲法ではその後に「現在および、将来の国民に与えられる」とあるが草案では削除されている。また、現憲法では、自由及び権利について「国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」となっているが、草案では「これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び、公の秩序に反してはならない」としている。また、21条では、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する」と現憲法では認められているものが、草案では「前項の規定にかかわらず、公益及び、公の秩序を害することを目的とした活動を行い、ならびにそれを目的として結社することは認められない」と言う条文を追加した。これは、権力が、「公益及び公の秩序を害する」と判断したら、表現の自由も結社の自由も、集会の自由も許されなくなってしまうことである。これは「茶色の朝」がやってくることであり、ファシズム社会を作ることである。

### 侵略戦争を認め、謝罪しない者は再び戦争に向かう

大阪の橋下市長が「慰安婦制度が必要なのは誰だってわかる」「日本政府自体が暴行脅迫をして拉致したという事実は今のところ証拠で裏付けられていない」と発言した。それは女性の人権を認めないだけでなく、その従軍慰安婦を国家政策として行った日本の軍国主義を肯定していることである。従軍慰安婦もそして強制連行された人も全て戦時下で必要とされるとするならば、どのような理不尽も許容される。橋下は、「性病の蔓延の防止、軍の規律保持、慰安（兵士に休息を与える）ためには慰安所は必要だ」とし、「日本だけではない、世界中のどこでも同じことをしているのに、日本だけが批判されるのはおかしい」と言い放った。

しかし、日本の特殊性は、慰安婦にされた女性が名乗り出て、彼女たちが被害回復を求めていることである。奪われた青春も人生も再び戻ることはないが、戦後68年たった今も、彼女たちの人生を奪ったことに対する日本政府の謝罪も補償もないことが問題である。日本の慰安婦裁判では、10件中8件、女性たちが、暴力、脅迫、拉致で慰安婦状態にされた事実認定した。いくら事実認定があっても、被害女性の証言があっても、その事実を認めず、妄言を吐く政治家が幅を利かせている限り、日本は過去の侵略の歴史を清算できないどころか、再び暗黒の社会に逆戻りしようとしている。日本の侵略戦争によって、朝鮮人や中国人を含めアジアの人々が、2500万も虐殺された事実を政府が侵略の歴史としてきちんと謝罪し補償しない限り、歴史は再び繰り返される。

この大阪の市長の発言は、安倍首相の歴史観を援護するものである。安倍首相は4月23日、24日の参院予算委員会で、日本の植民地支配と侵略を認めた「村山談話」に対して、「侵略という定義は国際的に定まっていない。国と国との関係において、どちらから見るかにおいて違う」と発言した。安倍は、第一次政権から「河野談話」「村山談話」の見直しを目指してきたが、どんなに歴史を塗り替えようとしても、侵略の歴史からは逃れることはできない。ドイツのワイツ・ハイデッカー大統領は、「過去に目を閉ざすものは、未来にも盲目で

ある」と話した。私たち日本人が務めることは過去の侵略の歴史を事実として受け入れ、それを再び繰り返さないことである。そして二枚舌を使わないことである。

侵略の問題について、1974年、国連では3314号を採択した。日本もそれに賛成している。その1条では、「侵略とは、国家による他の国家の主権、領土保全もしくは政治的な独立に対する、または国際連合の憲章と両立しないその他の方法による武力行使であって、この定義に述べられているものを言う。」とある。また、2010年に国際刑事裁判所「規定」の関する再検討会議で、「侵略の罪」に関連して、1974年の国連採択をさらに明確にした。国際刑事裁判所は世界で最も深刻な犯罪を処罰する国際法廷であるが、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪、侵略犯罪を裁く。日本も加盟国で、これに貢献したと宣伝している。しかし、これに対して、安倍首相は、1974年の「侵略の定義」に関して、「参考とするもの」程度にしかとらえていないことである。

安倍の「日本から見たらそうでもないが、中国から見たら、侵略かもしれない」という認識では、相互に正しい歴史認識はできない。しかし、ドイツでは過去の歴史に向き合っている。ポーランドやフランスなどと両国が同じ歴史認識に立った教科書を使い、ユダヤ人を虐殺したことも、隣国を侵略したことも明確にしている。そして謝罪し、補償して、隣国との友好関係を築いてきた。

ところが安倍政権は「村山談話」「河野談話」さえ見直すと言い、麻生副総理をはじめとする安倍政権の閣僚が大挙して靖国参拝し、隣国の怒りを買っている。靖国神社は一宗教法人である。ところがその靖国神社の国営化を画策している。靖国神社は戦前まで、天皇のために戦った戦死者を英霊として靖国に祀（まつ）り、それが栄誉なことだと徹底的に教え込まれた。まさに天皇崇拜の軍国主義のシンボリック的存在だった。また、第二次世界大戦で、東条英機らA級戦犯として裁かれた最も戦争責任が重い14人の日本人戦犯も祀られている。その靖国に大挙して閣僚が参拝することに、近隣諸国では、再び日本が軍国主義に走るのではないかと警戒を深めている。韓国国会では、安倍首相の歴史認識に関する問題発言と閣僚の靖国参拝を糾弾する決議が賛成238、棄権1で採択された。再侵略の道を歩もうとする安倍の歴史観にアジア諸国は警戒し、怒りの抗議している。それは当然のことである。

自民党の改憲案は、国防軍創設し、軍法会議を設置するとある。それは「国家のために出動せよ」と言われた時、拒否すれば、最高刑の死刑あるいは懲役300年の刑が待ち構えている。通常は軍人や軍属を裁くのが目的だが、かつては、戒厳下、民間人も対象になり、密室審査のまま銃殺刑になった。そういう時代をまさに安倍政権は再び到来させようとしている。人権も平和も何もかもが踏みつぶされる社会を来させない闘いが必要である。それには一人一人が目覚めない限り、この戦争への道を阻止することはできない。今、まさに実際を見据え、憲法改悪を阻止するために、働く者の連帯を築く重要な時期である。